平成２７年（フ）第５５８８号
東京都足立区綾瀬５丁目17－９－501
債務者　杉　　順子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５８９号
東京都世田谷区太子堂３丁目４－29－303
債務者　望野さやか
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５９０号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目37－11－204
債務者　鈴木　昭夫
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５９１号
東京都世田谷区太子堂５丁目４－３　ＫⅡ太子堂202
債務者　佐藤　廣子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５９２号
東京都葛飾区奥戸２丁目17－18－115
債務者　大内　幸惠
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５９５号
東京都練馬区豊玉北２丁目13－９－102
債務者　寺本ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５９８号
東京都練馬区三原台３丁目13－７－102
債務者　山崎由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５９９号
東京都町田市能ヶ谷７丁目１－12－302
債務者　新井紀久子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６００号
東京都町田市能ヶ谷７丁目１－12－302
債務者　新井佐知子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０３号
東京都新宿区百人町３丁目30－２－1406
債務者　小川　恭男
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０４号
東京都世田谷区野毛３丁目22－25－105
債務者　長澤　昌彦
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０５号
東京都葛飾区奥戸６丁目12－14、住民票上の住所東京都葛飾区奥戸８丁目15－15
債務者　丹下　慎一
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０７号
東京都葛飾区南水元１丁目23－７－１Ｂ
債務者　田村　正希
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０８号
東京都葛飾区新宿３丁目18－11－202
債務者　生澤　　久
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０９号
東京都葛飾区新小岩３丁目27－29
債務者　時田　政晴
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６２０号
東京都板橋区弥生町25－２－108
債務者　根岸　善朗
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部